改正概要説明書

国名: カナダ 法令名:商標規則

改正情報: 2022 年 3 月 4 日公布、2022 年 11 月 2 日改正版(SOR/2018-227)

改正概要:

1. 「商標代理人」規定の整備

法第28条の規定が廃止され、特許及び商標代理人法第2条で規定されることになり、(本規則第1条)、商標代理人に加えてその事務所の構成員(第3条登録官宛書面の宛先,第16条から第21条商標代理人の試験及び一覧に係る規定の廃止,第22条権限,第23条選任,第23.1条構成員の詳細,第23.2条通知の宛先,第25条商標代理人が関係する事項)に係る規定が変更に応じて整備された。

2. 閉庁日の追加

法改正に伴う法定休日の変更及び商標登録官室の閉鎖日が閉庁日に追加された。

3. 商標復代理人

復代理人の選任は任意となった。

4. カナダ居住要件の廃止

商標代理人及び商標復代理人に係る「カナダ国内に居住する」との要件を含む規定から、 当該要件が削除された。(第 22 条(2)及び(3), 第 24 条(1), 第 46 条(1), 第 71(2)条, 第 81 条(2))

改正内容:

第1条 定義

「商標代理人」の根拠法が商標法から特許及び商標代理人法に変更された。

・第3条

登録官宛の書面の商標代理人と、事務所が代理する場合はその名称を含むことが追加された。

・第15条(i)~(n)

閉庁日が追加された。

• 第 16 条 - 第 21 条

商標代理人の試験及び一覧に係る規定が廃止された。

・第22条

商標代理人及び商標復代理人の選任の規定が変更された。

• 第 23 条

商標代理人及び商標復代理人の選任及び取消の発効日の規定が変更された。

・第23.1条

商標代理人が同一事務所も選任された場合における、事務所の構成品の選任及び取消の 発効日の規定が新設された。

・第23.2条

商標代理人が同一事務所も選任された場合、登録官が事務所に書面を送付することを以て事務所の構成員にすべて送付されたとみなす規定が新設された。

・第24条

商標代理人の行為の規定において、商標代理人から「カナダ国内に居住する」との規定が削除された。

・第25条(4)

商標代理人として特許及び商標代理人法に基づく代理人が追加された。

・第46条(2)

異議申立手続に関する商標代理人の規定において、商標代理人から「カナダ国内に居住する」との規定が削除された。

・第71条(2)

商標代理人に対する送達方法に関する規定において, 商標代理人から「カナダ国内に居住する」との規定が削除された。

・第81条(2)

異論申立手続の送達方法に関する規定において、商標代理人から「カナダ国内に居住する」との規定が削除された。